

警察とパチンコ業界の「蜜月」は続く

文部科学省の組織ぐるみの天下り斡旋問題は一段落したが、これで霞が関の不正が根絶されたと思ふ。おめでたい人間はない。官僚たちは巧妙に斡旋を続けており、典型的な例が、パチンコ業界団体にOBの指定席を持つ警察だ。

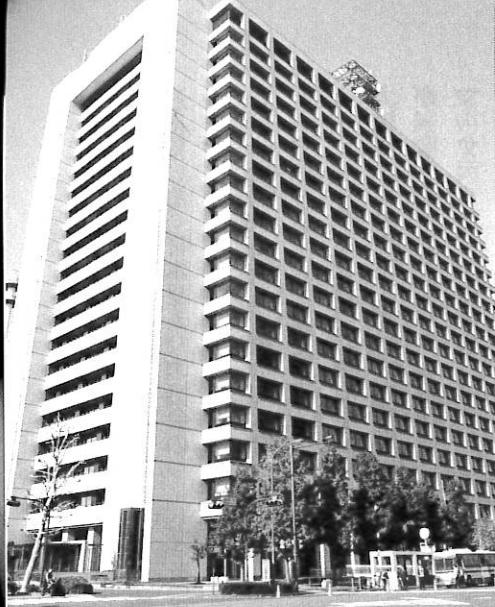
警察とパチンコ業界の蜜月というテーマ自体は古い。約三十年前に警察庁が主導してパチンコ店にプリペイドカードを導入したこと为契机として、年間市場規模三兆円以上(ピーク時)という巨大利益は警察のものになった。

不要な通達で健全性をアピール

目下、パチンコ業界を取り巻く課題は「ギャンブル依存症対策」だ。昨年末のIR推進法(いわゆるカジノ法)成立・施行を受け政府・与党内での検討が始まり、四月十八日には自民・公明両党が今国会での基本法案提出を目指してするように求めた。パチンコ台を製造・販売するには、警察の天下り団体である一般財団法人「保安通信協会」の検定をクリアしなくてはならない。この基準のひとつは、パチンコ玉の動きを左右する釘の状態だ。

検定を通過したパチンコ台は晴れて製造・販売に移る。しかしへーカーは検定をクリアした時の状態ではなく、釘を曲げてホールに納入していたことが警察庁の調査で判明した。このため、業界に自主的に不正台を撤去するよう求められたのだ。パチンコ台の釘をハンマーで叩いて曲げ、出玉を調整することは公然と行われているが、実際には違法行為だ。警察が、釘曲げが行われている

パチンコ業界が衰退して一番困るのが「警察一家」
(警察庁庁舎とパチンコ店内・右ページ下)



ワーキングチームを発足させた。これまで警察や政府はパチンコについて、「賭博ではない」「ただちに違法とはいえない」という説明を繰り返してきた。しかし、さすがに今回は競馬など公営レースだけでなく、パチンコも含めて議論することになった。間接的にパチンコが賭博であることを認めた格好だ。

パチンコ依存はひとつ社会問題だ。『選択』読者には縁がないだろうが、パチンコで作った借金を理由とする犯罪は少なくない。規制されしかるべきだが、業界にとつては死活問題だ。というのも、三十年前に警察がプリペイドカード導入を済む業界に対し、ギャンブル性(射幸性)の高いパチンコ台の導入を認めたことで爆発的に市場が拡大したからだ。パチンコは娯楽から博打へと変容し、市場規模はそれまでの年間十五兆円から数年で倍増した。一方で、依存症を公式に認め、改善するよう求めたのである。当初、全国に三百万台あるパチンコ台のすべてが対象になるという見通しもあつた。しかし蓋を開けてみると、昨年十二月末までに撤去の対象として業界団体が発表し、店から消えたのは七十万台程度だった。

甘すぎる「自主規制」

釘曲げという不正を指導により排除したことは、警察の実績になる。さらにカジノ法成立を見据え、ギャンブル依存対策に業界ぐるみで取り組んでいるというアリバイができたのである。今後、国会で依存症対策が議論される際に、パチンコ業界はこれを大きくアピールして、規制を最小限に抑えるためのカードとして使う。

警察は業界の肩を持つような露骨なことはしないが、撤去の事実を淡淡と認める答弁をして側面支援することは間違いない。

マックス機がなくなり、現状の大当たり確率は三百二十分の一が規制ラインになつていて。しかし、「それでも射幸性は高い」(前出業界関係者)といい、業界の自主規制がいかに甘いものであるかを物語っている。

つまり、警察庁の「不正台撤去通達」がなくとも、自然とマックス機は撤去されていたのである。業界団体が「不正台」と認定し撤去対象台のリストを作成したが、そこにはマックス機が多く掲載されていたのだ。

「パチンコの依存症対策は簡単で、射幸性を低くすれば一挙に解決する。具体的には当たりの確率を上げればいい」あるパチンコ業界関係者はこう断言する。現状、一回の大当たりを出すための確率は台によつて異なるが、三百分の一、四百分の一と分母の数字が大きくなるほど当たりにくくなる代わりに見返りが大きい。現在の主流である三百二十分の一より確率の低い台を禁止して、一気に百分の一程度にまで規制すれば依存症に陥る人はなくなるという。この関係者が続ける。「代わりに客は一気に減り、潰れる店やメーカーも出てくる」こうした規制をかけられないよう、パチンコ業界と警察庁がグループになって「予防線」を張るために必要な「通達」をわざわざ出した理由について、あるパチンコメーカー関係者が解説する。「過去の北朝鮮への送金や脱税などで汚い印象のあるパチンコ業界がクリーンであることをアピールするためだ」

依存症の実態データについては一四年に厚生労働省が行ったサンプル調査を基にした「全国に約五百四十万人いる」という数字しかない。これにはパチンコ以外のギャンブルへの依存者も含まれているが、パチンコ業界にはこの数字について「実態からかけ離れている」という不満の声が上がる。

そのため、身内の団体に手前味噌になる調査を行わせようというのだ。これもまた依存症対策への取り組みの一つとして喧伝することは目に見えている。どのような数字が出てくるにせよ眉に腫したほうがいいデータだ。この財団の唯一の常勤理事も警察OBである。カジノ時代到来を控え、警察は自らの金城湯池を死守しようと



それは、コンビニを新しくする合い言葉。

Fun & Fresh

コンビニにしかできないことって、なんだろう?

それはきっと、そこで働くひとりひとりがお客様のことを想い、
なくてはならない身近な存在になること。

来るたびに楽しい発見があって、新鮮さにあふれたお店。

そんなお店がお客様を笑顔にする瞬間を想って。

今よりもっと、あなたと、コンビニ。

わたしたちのこれからに、ご期待ください。



あなたと、コンビニ。
FamilyMart



マスコミ業界
ばなし



長時間労働が当たり前だったメディアの取材現場で「働き方改革」が始まっているが、軋轢も起きている。

TBS政治部では、休日出勤した記者に代休取得を厳命。しかしNHKの「日曜討論」の現場取材を行つた若い自民党担当記者が代休を申請したところ、直属の上司に却下された。これが上層部の知るところとなり、「政治部会が開催されるという物々しい騒ぎになつた」(TBS関係者)。その場で政治部長が当該上司を面罵して、「一分でも休日出勤したら代休を取らせる」と改めて周知した(同のこと)。

NHKでは今年に入つて夜回り取材や休日出勤の制限が始まっているが、四月には、勤務状態をより正確に把握するため、GPS端末を記者に持たせて管理する計画を発表した。しかし「すぐに記者からの猛反発を受けて取り下げられた」(NHK関係者)らしい。

時事通信社でも夜間勤務についての新たなルールが四月二十四日から運用開始となつた。夜八時以降の夜回りや打ち合わせなどは、「その日のうちに記事化できないものは記事と認められない」(時事関係者)そうだ。夜回りや政治家との酒席がすぐに記事になるケースのほうが少なく、実質的な夜回り禁止令だ。現場からは「いざというときに話を聞ける先がいなくなるが、そうなつてからでは遅い」(同)との危惧も。

朝日新聞では四月下旬に働き方改革に関する社内議論が始まったが、「長時間労働一律禁止ではなくとも取材ができない」(朝日関係者)との声も多い。記者は一般の労働者と同列か否かという議論が必要だろう。



二〇一九年十月に予定されている消費税率の一〇%への引き上げが刻々と近づいているが、書籍・雑誌への軽減税率適用議論はすっかり忘れ去られている。昨年の通常国会では議論が煮詰まらず、「継続協議」といふ名の下に棚上げされたままだ。

出版業界からは「雑誌協会などの業界団体は、新聞協会と比較して政治力がない」(大手出版社関係者)と不満が漏れる。最大のネックとなつた有害図書を指定するための枠組み作りなどを考へると、遅くとも今秋には議論を再開しなければ「適用は物理的に不可能になる」(政治部記者)。

実はハードルは、有害図書だけではない。雑誌を対象とすると、新聞への適用条件とした「週一回以上発行される発行物で、宅配定期購読契約が結ばれたもの」というルールが無意味になる。この基準自体が、「共産党の最大の収入源である赤旗日曜版を排除するために作られたとされている」(同前)ため、公明党の了承を得られるかが課題となる。また、店頭で販売される書籍・雑誌への適用は、駅売りなどの新聞を適用除外としたことと整合性がとれなくなるなど、一筋縄ではないかない問題が山積している。出版文化に配慮しない政治の浅慮を嘆いても始まらないが、業界にとつては増税の再々々延期がベストか。

編集後記

オランダ生まれの歴史家フランク・ディケーターの『毛沢東の大飢饉』(邦訳草思社)は、一九五八~六二年の大躍進時代に起きた中国の悲劇を克明に綴った。死者四千五百万人という数字も衝撃的だが、全國民に害蟲退治を命じた結果、害虫が増え、農業に大打撃を与えた。無理な自然改造、洪水を起こしたりと、飢饉が人災だったことが分かる。危機のさなか、地方の役人がなげなしの穀物に水を足して報告(水増し)、すべて腐らせたという記述には、寒気を覚えた。

その国が今や穀物過剰だ今月号三十六頁。結果は正反対だが、党中央の号令、党員たちの隸属、ごまかしと手抜きといふ構図は、當時と変わらない。歴史好きで知られる現指導部は、同書を禁書にした。誤りを繰り返すはずである。(幹)

選択五月号 一〇一七年五月一日發行
年さめ講談料二二〇〇〇円(税込み一冊)一〇〇〇四

編集人兼発行人 / 湯浅次郎
発行所 / 選択出版株式会社 <http://www.sentaku.co.jp>

〒一〇一〇〇〇三 電話〇三一三四三一一四五一(代)

印刷所 / 大日本印刷株式会社

●本誌は年間予約購読・ご自宅郵送制です。年間予約購読料十二冊二二〇〇〇円(送料含む)。外国在住の方のご注文については別途送料として一律六〇〇〇円(年間)加算させていただきます。お問い合わせは販売部へお願い致します。

販売部 東京都港区西新橋三一三一 西新橋タビル十階
電話〇三一三四三一一七四一 FAX〇三一三四三八一〇七〇五
「講読料のお支払いは弊社よりお送りいたします請求書に添付の郵便局専用払込票にて、送金ください。
郵便振替〇〇一八〇一〇一四六一七(加入名選択出版K.K)
みずほ銀行虎ノ門支店 一九六〇一四六
三井住友銀行日比谷支店 九四四五九
三菱東京UFJ銀行虎ノ門支店 四三三〇四五六
りそな銀行虎ノ門支店 三〇三五五七

乱丁、落丁はお取り替えいたします。